

第1篇 要件事実論入門

第1章 要件事実の基礎

第1. 要件事実の基本的な考え方

1. 要件事実と要件事実論

(1) 要件事実とは

民事訴訟は、原告の提示した一定の権利又は法律関係（訴訟物）の存否を判断する場である。そして、権利は、法律要件の充足による法律効果として、発生・変更・消滅する。このような権利の発生等の判断に直接必要な事実が主要事実であり、要件事実と呼ばれるもの

(2) 要件事実と証明責任

ア 証明責任とは

証明責任＝要件事実（に該当する主要事実）が存否不明の場合に、その結果として、判決においてその事実を要件とする自己に有利な法律効果の発生又は不発生が認められないこととなる当事者の一方の危険又は不利益

イ 要件事実論との関係

民事裁判では、訴訟物たる権利関係の存否を判断するために主要事実の立証がされるが、収集される証拠方法及び人間の認識能力には限界があり、要件事実に該当する主要事実があるともないともいえない真偽不明の場合が生じ得る

↓しかし

存否不明の場合でも、裁判所は裁判の拒否ができないことから、この場合でも裁判を可能にする法則が、証明責任（客観的証明責任）

(3) 証明責任分配の必要性

訴訟物の存否を判断するには、種々の要件事実の認定が必要

↓例えば

貸金返還請求訴訟において、①返還約束、②金銭授受、③弁済期の合意&到来があったとしても、場合によっては、④弁済の有無、⑤消滅時効の完成を判断せざるを得ない

↓しかし

①～⑤の全ての事実について原告に証明責任を負わせるのは不公平

↓そこで

訴訟物の存否の判断に必要な要件事実についての証明責任を、公平に分配する必要

(4) 証明責任分配の基準

ア 法律要件分類説

実務において支配的なのは、(修正された)法律要件分類説

↓内容は

基本的には、条文の体裁(本文、ただし書)が基準

↓ただし

他の類似規定との均衡や、法の趣旨等を考慮して、修正

イ 法律要件分類説からの帰結

- ① 権利根拠事実＝訴訟物である権利の発生要件に当たる事実であり、請求原因として原告が主張立証する
- ② 権利障害事実＝権利発生の障害となる事実であり、権利根拠事実が認められる場合に、被告が抗弁として主張立証する
- ③ 権利消滅事実＝権利を消滅させる事実であり、権利根拠事実が認められる場合に被告が抗弁として主張立証する
- ④ 権利阻止事実＝権利の行使を阻止する事実であり、権利根拠事実が認められる場合に被告が抗弁として主張立証する

(5) 証明責任と主張責任の関係

証明責任と主張責任の所在が常に一致する必要があるかについては、通説・実務は必要説（通説・実務）に立つ

＝立証責任と主張責任とは、常に同一の当事者に帰属する

∵ある実体法の法律効果の発生により利益を受ける当事者が一定している以上、当然

∵立証責任を離れた主張責任の分配に関する独自の原則や基準は存在しない

2. 抗弁と否認～証明責任を踏まえて

【事例1】

Xは、Yに対し、平成16年4月1日に、同年5月末日までに返すという約束で50万円を貸したと主張して、貸金返還請求を求める訴えを提起した。

[訴訟物]

消費貸借契約に基づく貸金返還請求権

[請求の趣旨]

被告は、原告に対し、50万円を支払え。

(1) 請求原因（→詳細は「第2篇第3章」）

- ①金銭返還の合意
- ②金銭の交付
- ③返還時期の合意及びその到来

(2) 権利関係不変の公理

民事裁判は、訴訟物である請求権の存否を判断するものであり、判断されるのは、事実審の口頭弁論終結時における請求権の存否

↓しかし

基準時ちょうどに権利が存在することの証明は不可能に近い

↓そこで

基準時より前のある時点でいったん存在した権利は原則としてそのまま存続すると考えられる（権利の継続性）から、原告は、基準時前における請求権発生の原因となる事実を主張すれば足りる

(3) 抗弁